

令和5年度の保険料率について〈支部評議会における主な意見〉

全国健康保険協会 大分支部

【目次】

- (1). 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール(現時点での見込み) …… P2
- (2). 令和5年度保険料率について(支部評議会における意見) …… P3
 - (2-1). 大分支部からの令和5年度保険料率に関する意見について …… P4
 - (2-2). 平均保険料率10%を維持するべきという支部の主な意見について …… P5
 - (2-3). 平均保険料率維持と引き下げ両方の意見がある支部の主な意見について …… P6
 - (2-4). 引き下げるべきという支部の意見について …… P7
- (3). 第118回全国健康保険協会運営委員会 理事長発言要旨 …… P8

(1). 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
運営委員会	9/14		11/24	12/16 (12/21)	下旬	(下旬)	下旬	
	事業計画(R5年度)							（保険料率の広報等）
	予算(R5年度)							
インセンティブ制度: R3年度実績の評価方法			平均保険料率					
支部評議会	平均保険料率		平均保険料率		都道府県単位保険料率			（保険料率の広報等）
	支部事業計画・支部保険者機能強化予算の事前意見聴取		平均保険料率の決定		都道府県単位保険料率の決定・支部長意見			
	支部の事業計画(R5年度)		支部の予算(R5年度)		都道府県単位保険料率			
国・その他	各種計画等の見直しの検討			政府予算案 閣議決定			保険料率の認可等	事業計画、予算の認可等 基本方針・基本指針等の改正
	第4期医療費適正化計画(医療保険部会) 第3期データヘルス計画に向けた方針見直しのための検討会 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 第8次医療計画等に関する検討会			取りまとめ				

(2). 令和5年度保険料率について(支部評議会における意見)

令和4年10月に開催した支部評議会において、

・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造や、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること等、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを中心に考えていること

・協会けんぽの財政について、大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたいという基本的なスタンスを変えていないこと(第118回全国健康保険協会運営委員会(令和4年9月14日開催)理事長発言要旨(8頁参照))

等について丁寧にご説明申し上げた上で、「令和5年度保険料率についての支部評議会における意見」を本部に提出いたしました。

全国の評議会の意見提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

※()は去年の支部数

意見の提出なし 0支部(2支部)

意見の提出あり 47支部(45支部)

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持すべきという支部 | 39支部(31支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 7支部(10支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部(4支部) |

(保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし)

(2-1). 大分支部からの令和5年度保険料率に関する意見について

令和5年度保険料率に関する評議会での意見（大分支部）

（令和4年10月17日開催大分支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率については、10%維持していく考えに異論はなかったが、以下の個別意見もあった。
- ・保険料率変更の時期は、令和5年4月納付分(3月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・毎年同じような議論を繰り返しており、特に準備金が積みあがっていく中で赤字構造であるという認識は問題ではないか。財政の構造が解消されていないという説明でよいのではないか。
- ・長期的な考え方に異論はないが、協会本部では平均保険料率10%維持とっている中、都道府県単位保険料率は毎年変動しており、特に大分支部は増減の幅が大きい。中長期的な安定した財政と言いながら、実際は毎年変動していることから考え方の整理が必要ではないか。
- ・長期的に考えるとすれば、平均保険料率10%を維持できなくなることも次の議論としてはでてくると思うが、今後の制度変化、経済状況、社会保険制度を取り巻く環境変化を踏まえた議論をすべきと考える。また、今後5年間の見通しで10%を維持するという方向性を出しているのであれば、より鮮明な形で打ち出すとよいのではないか。

（事業主代表）

- ・現在中小企業は、原材料価格の高騰、最低賃金の引上げ、社会保険の適用拡大、雇用保険料の引き上げにより、非常に厳しい状況におかれているので平均保険料率については、最悪でも10%に据え置いていただきたい。

（被保険者代表）

- ・健康保険制度をどう維持していくかを第一に考えたとき、中長期的には10%維持がよいが、そろそろ10%を維持できなくなった時の議論をする時期に来ているのではないか。

(2-2). 平均保険料率10%を維持するべきという支部の主な意見について

(埼玉支部評議会意見)

平均保険料率10.0%維持すべきという意見である。

ただし、遠くない将来に単年度収支で赤字となる時期が到来することから、当面、協会としても、保険財政の持続性の観点から制度改正など国への働きかけを強化していくこと、協会の保険財政の仕組み・現状について加入者・事業主へわかりやすい広報をさらに進めていくこと、都道府県料率が毎年大きく変動しない仕組み、フォーミュラ(料率の算定方法)の見直しについて検討をいただくこと、以上の3点を今後実施いただくよう、併せてお願いしたい。

(静岡支部評議会意見)

これまでも保険料率の議論については、理事長のご発言のとおり中長期的な視点で考えるという立ち位置で理解しており、昨今のインフレや物価の急激な上昇を踏まえると先行きは不透明であるため、平均保険料率10%を維持することが妥当と考える。

(京都支部評議会意見)

平均保険料率については、できるだけ長く10%を維持してもらいたいという意見で一致した。あわせて、10%を続けていくことに納得感をもっていただくような周知が重要であるとの意見もあった。

(熊本支部評議会意見)

「平均保険料率は10%を維持すべき」との意見が多数だったが、一部の評議員からは、「将来を見据え引き上げの議論もすべき」との意見があった。

(鹿児島支部評議会意見)

来年度の平均保険料率は10%維持を要望する。また、今後10%維持が難しくなるという試算をふまえ、引き続き国庫補助の引き上げを要望する。

(2-3). 平均保険料率維持と引き下げ両方の意見がある支部の主な意見について

(神奈川支部評議会意見)

中長期的視点から平均保険料率10%とすることは、妥当なものであると理解しているが、準備金の保有状況や中小企業の厳しい経営状況等を踏まえれば、限定的に1, 2年は10%を下回る水準としてもよいのではないかといった意見や、最低でも、平均保険料率は現状維持してほしいといった意見があった。

(滋賀支部評議会意見)

中長期的に安定した財政運営を行うためには平均保険料率10%維持はやむを得ないという意見がある一方、昨今のコロナ禍で厳しい状況にある中小企業・加入者のことを踏まえると、保険料率の引き下げも検討すべきとの意見もあった。

(大阪支部評議会意見)

令和5年度保険料率について、中長期的な運営を見据え、10%を維持することはやむを得ないという意見が多数だったが、一部の評議員からは、保険料率の引き下げを検討すべきとの意見が出された。

(福岡支部評議会意見)

協会けんぽの今後の財政状況を鑑みれば、令和5年度の平均保険料率10%維持についてはやむを得ない。一方で準備金が積み上がりすぎているという意見もあり、一部の評議員からは、国民皆保険を維持するという観点から、準備金を減らしてでも保険料率を引き下げるべきとの意見も出されている。

(2-4). 引き下げるべきという支部の意見について

(佐賀支部評議会意見)

○ 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、地域の医療費は提供体制など多く要因が関係しており、単純に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点から容認できるものではない。

○ 令和5年度の保険料率に関しては、コロナ禍の長期化もあり、事業主・加入者の負担を軽減するために、平均保険料率を引き下げるべきと考える。また、都道府県単位保険料率を見直し、全国一律の保険料率に戻すことも含めた議論を開始すべきである。

○ 制度の見直しに時間がかかるのであれば、少なくとも都道府県単位保険料率に上限と下を設定し、支部間較差が一定範囲内の料率となるような制度設計に着手すべきである。

○ 収支見通しについて一定の前提もと機械的に試算を行っているが、従来の指標のみではなく、社会情勢等の変化を踏まえた様々な指標を加えた精緻な分析に基づき、平均保険料率のあるべき水準について議論するべきと考える。また、過去の収支見通しの精度についても検証すべきである。

○ 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた(健康保険法第7条の21第1項)趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すべきである。

(3) 第 118 回全国健康保険協会運営委員会 (令和 4 年 9 月 14 日)

理事長発言要旨

- 本日、運営委員の皆様より、私が平成 29 年 12 月の運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考え」と申し上げたことについての現状認識に関する質問をいただいたので、私の認識を申し上げます。まず、当時平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていないかと思っています。
- 今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率 10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025 年には、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれ、また、2040 年には 65 歳以上の高齢者人口が最も多くなり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。
- 一方で、現在の平均保険料率 10%は、保険料をお支払いいただいている事業主及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担の限界水準を超えないように努力することが必要であると考えている。
- また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言えず、現在保有している約 4 兆 3,000 億円の準備金が本当に十分な水準であるかどうかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、仮に 4,000 万人の加入者に一人当たり 10 万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう金額でもある。
- 私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現するよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健事業に一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、できる限り長く、平均保険料率 10%を超えないようにすることができる。65 歳以上の高齢者人口が最も多くなる 2040 年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率 10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考え」に関する現状認識である。

